



お持ちの空き家、活用しませんか

全国的に空き家が増加しているなか、市では住宅地の魅力向上と定住化の促進のため、「空家等利活用の媒介制度」を4月からスタートしました。市場価値のある空き家をお持ちの方、これから持ち家の処分を考えている方は、ぜひ制度をご利用ください。

☎ 都市計画課 ☎ 内線 3113

「空家等利活用の媒介制度」の概要

市が空き家や空き地の所有者からの利活用の希望を受け、(公社)茨城県宅地建物取引業協会(以下、宅建協会)への媒介依頼を行い、空き家や空き地の利活用や流通の促進を図り、良好な住環境の確保・市内定住化を促進する制度です。



登録された物件は…

市の窓口で登録された物件は、宅建協会・媒介業者を通じて、売却・賃貸のリストに加わります。市ホームページのリンクから宅建協会のページにアクセスし、購入・賃借希望者が自宅で物件を探すことも可能です。

最新の情報をチェック！



賃貸物件



売却物件

検討開始は空き家になる前

空き家は庭の手入れや換気など、小まめな管理を怠ってしまうと、状態悪化が早いと言われています。「まだ大丈夫」と思わずに、早いうちから家の将来について考えることが大切です。

相談・登録・媒介は無料です

市への物件登録と、宅建協会への媒介は無料です。ただし媒介業者とは、売買契約に至るまでの過程で、手数料などが発生することがあります。

Info : 空き家の適切な管理を

空き家を放置していると、防犯・防災・景観・衛生などの面で、地域に悪影響を与えてしまいます。損害賠償を求められる場合もありますので、適切な管理をお願いします。

■昨年度は192件の情報提供

昨年度は地域の方などから、空き家に関する192件の情報が、市に寄せられました。市では所有者の方に対応をお願いしています。これからの季節は特に雑草・樹木やハチの巣にご注意ください。

☎ 安全安心対策課 ☎ 内線1182